

EU の市場アクセスに関する方針

ブリュッセル・センター

欧州委員会は 2008 年 12 月 16 日、「欧州経済回復計画」の実施を支援するとともにリスボン成長・雇用戦略を補強するためのパッケージを採択したが、その一つとして政策文書¹を公表し対外市場アクセスに関する方針を示した。本稿では、この市場アクセスの方針を概説する。

¹ “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions on the External Dimension of the Lisbon Strategy for Growth and Jobs: Reporting on market access and setting the framework for more effective international regulatory cooperation” COM(2008)874 final
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2008/december/tradoc_141742.pdf

1. 方針の背景と EU が重視する非関税障壁

(1) 背景

EU は 1996 年に「市場アクセス戦略 (Market Access Strategy)」を策定し、海外市場へのアクセス向上のため通商障壁の撤廃を推進してきたが、2006 年 10 月発表の新通商政策「グローバル・ヨーロッパ」の戦略の中でも EU の成長と雇用戦略の重要な側面として、欧州企業の競争力強化と海外市場アクセスの向上を挙げた。「グローバル・ヨーロッパ」で新たに示された「市場アクセス戦略」に基づき、2007 年 4 月から新たな取り組みが進められているが²、今回の指針では特に非関税障壁 (NTB) に焦点をあてて具体的な課題や対象となる国々を示すとともに、改めてどのように対応すべきかについて明示した。現在の厳しい金融・経済危機のもとでは、市場アクセスの向上や第三国との規制面での収斂・協力が国際的な安定性確保および貿易機会創出のために重要であるとし、開かれた市場の重要性を強調する。そして、特に現下の金融危機への対応という文脈では、金融分野での規制協力が不可欠であるとする。

(2) 物品分野とサービス分野の非関税障壁

欧州委員会は、仮に関税が削減されても非関税障壁の存在によって EU 企業の輸出が阻害される、あるいはコストが上昇する場合があるとする。2008 年の競争力レポート³は、EU の輸出業者が直面する問題として、非関税障壁や輸出相手国に関する情報の欠如といったものが今や伝統的な関税や輸入課徴金などによる貿易制限より重要となっていることを示している。今回の文書では非関税障壁を大きく二つに分けることができるとしている。一つは、EU と相手国との単なる相違に起因する障壁である。例えば、規制に対するアプローチ、あるいは社会・労働・環境・公共衛生・消費者保護を目的とするもので、これらは長期的な協力や対話で対応

² 欧州委員会が 2007 年 4 月に発表した官民パートナーシップの強化などを提言する指針 Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Global Europe: a Stronger Partnership to Deliver Market Access for European Exporters” COM(2007) 183 final

(http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/april/tradoc_134507.pdf) およびパンフレット”A stronger Partnership to deliver Market Access for European Exporters”

(http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/april/tradoc_134591.pdf) を参照。

³ “Communication from the Commission on the European Competitiveness Report 2008” COM(2008) 774 final

http://ec.europa.eu/enterprise/enterprise_policy/competitiveness/doc/compet_rep_2008/com_2008_0774.pdf

できる。もう一つは、国産品を優遇し保護する効果をもたらす非関税障壁である。例えば、特別な規格や試験の要件、過度の文書の要求などである。これらの規制に対しては、断固とした措置を採るなど強力かつ集中的な対応が必要となる。このように非関税障壁を分類した上で、今回の文書では物品分野やサービス分野を中心に具体的な障壁とこれに該当する国を列挙している。

① 物品分野に関する障壁

表1には物品分野について、欧州委員会が挙げている具体的な障壁の内容とこれに該当する国を示した。

表1：製品分野の非関税障壁とこれに該当する国

製品分野	非関税障壁	該当国
自動車分野(タイヤなど部品を含む)	・ 規格	ブラジル、インド、台湾、韓国、インドネシア
化学分野	・ 化学品の登録 ・ 輸入手続き・通関手続き ・ 規制の領域での不透明性	中国などアジア諸国
医薬品	・ 登録手続き【規格、承認、ライセンス契約、財務保証、試験など】 ・ 輸入品の価格設定 ・ 不十分なデータ保護	中国、韓国、台湾、日本、ロシア、ASEAN 諸国の一部
医療機器	・ 医療機器規制国際整合化会議（GHTF）が定めた国際的ガイドライン・慣行との不整合もしくは異なる規制慣行 ・ 登録の遅延	ブラジル、インド、日本、中国、台湾、韓国
電子・電気機器	・ 国際規格に整合していない一部の国内規格	韓国、米国（技術規則・規格が連邦、地域、州のレベルで異なる）
農業食品	・ 衛生植物検疫措置（SPS）【科学的証拠がないまま国際規格を逸脱した規格を設定】 ・ 企業などの独自規格	アジア諸国、東欧諸国、地中海諸国、中東諸国、南北米州諸国
中国に関する横断的な分野	・ CCC（中国強制認証）制度【電子・電気機器、ICT、自動車、機械、玩具など】	中国
原材料（400品目以上）へのアクセス	・ 輸出制限【輸出税・割当量など】	中国、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、南アフリカ、インド
その他の横断的な分野	・ 通関手続き ・ 過剰な文書・登録の要件 ・ 安全性のため全コンテナのスキャンを義務付ける米国の法案	広範な地域・諸国

出所：欧州委員会政策文書（COM(2008) 874 final）より作成

② サービスおよび開業 (establishment) に関する障壁

サービス貿易や外国直接投資 (FDI) における主な障壁として、国籍要件、居住者の要件、外国人による所有や株式保有に対する制限、法人の種類や経済需要テストによる参入制限 (需要を考慮した市場への参入制限) などの障壁がある。特に投資や外国人所有への制限は EU が利害を有する大半の市場に存在するとして、具体的にはブラジル、ロシア、中国、日本、インド、アセアン諸国の大部分、米国を挙げている。米国については、外国企業による買収の際に、外国投資委員会 (CFIUS) による「国家安全保障調査手続き」が必要な点を問題視している⁴。

欧州委員会がサービス分野で非関税障壁のある業界とこれに該当する具体的な国として挙げているのは、表 2 の通りである。

表 2：非関税障壁のあるサービス分野と該当する諸国

サービス分野	該当国
保険を含む金融サービス	米国、カナダ、ブラジル、インド、ロシア、中国、日本、南アフリカ
法務サービス	インド、中国、シンガポール
流通サービス	インド、中国、ASEAN 諸国
郵便・宅配便サービス	インド、ブラジル、中国、エジプト
交通サービス	ブラジル、インド、カナダ、南アフリカ、シンガポール
通信サービス	中国、韓国、日本、インド、メキシコ、(ブラジル—程度は低い)

出所：表 1 に同じ

(3) その他の非関税障壁

① 公共調達に関する制限

WTO の政府調達協定 (GPA : Agreement on Government Procurement) には、EU はじめ米国、日本、カナダ、韓国など 13 カ国・地域が加入している。中国も加入を申請しているが、まだ加入は実現していない。その他の WTO 加盟諸国は加入していない。欧州委員会は GPA 加入国の拡大と WTO 新規加盟国の GPA 加入を積極的に進める必要性を指摘している。一方で GPA 自体が完全ではなく、一定の分野や公的団体は適用範囲から除外されている。この結果、米国、日本、韓国などで自国以外の小企業が調達から除外されている点を問題として挙げ

⁴ いわゆるエクソン・フロリオ条項に関わる問題。詳細はジェトロウェブサイト

(http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/BodyUrlPdfDown.do?bodyurlpdf=010031400302_009_BUP_0.pdf) を参照。

ている。他方で、EU の公共調達市場は比較的開放されていることから、コスト削減、選択肢などの面ではメリットがあるものの、他国市場の開放に対するレバレッジという点では弱くなっている。

② 知的財産権（IPR）の保護の不足とエンフォースメントに関する障壁

地理的表示の保護が不十分なことを含めて知的財産権の不十分な保護およびエンフォースメントに関する大きな問題が数多くの国で存在している。特に問題の大きい国として中国、ロシア、ブラジル、ASEAN 諸国の一部を挙げている。意匠のような例では、研究開発での協力強化が知的財産権の保護のエンフォースメント促進につながると指摘している。

2. 非関税障壁に対する EU の対応

市場アクセス戦略は、非関税障壁への対処を含めた貿易障壁に対する取り組みに関して、貿易相手国との協力を含めあらゆる利用可能な手段を協調的に活用することで、より戦略的かつ結果重視型のアプローチを採用している。障壁撤廃に向けては、公式・非公式、交渉や対話から通商措置まで、あるいは個別的な介入から長期的な投資まで様々な手段を利用することができるが、これらの措置をうまく組み合わせることが成功のための鍵であるとしている。

(1) 貿易協定の交渉

WTO での多国間交渉と二国間・地域間交渉があるが、WTO はほぼすべての国を一括して取り扱うことができるのに対し、後者の方がより内容面で包括的で詳細な協定となりえる。

多国間交渉については、ドーハ・ラウンドの早急な妥結は、国際貿易体制、および市場が開放的かつ公正であることを確保するためのルールを強化するというだけでなく、新たな市場アクセスを提供することにも繋がると指摘している。特に、多国間アプローチはルールに基づく国際貿易体制を確保する上で決定的に重要であるとしている。

二国・地域間交渉については、特にアジア諸国を中心とした貿易相手国との自由貿易協定（FTA）が市場アクセスの機会を向上する枠組みとなり有効な手段になるだろうとしている。協定は、関税の撤廃だけでなく、不当な非関税障壁に効果的に取り組む上でも新しい手段を提

供する。具体的には、貿易の技術的障害（TBT：Technical Barriers to Trade）や衛生植物検疫措置（SPS：Sanitary and Phytosanitary）に関する協力・協議メカニズムの設置、サービス、投資の市場アクセス規定、公共調達、補助金含む競争分野、地理的表示を含む知的財産権の保護の強化などについて新たな規律を導入することができる。また、分野横断的な事項として、非関税障壁に関する調停制度は、紛争解決、及び持続可能な開発を促進するための労働・環境基準に関する規定を補うものである。

（2）二国・地域間関係

第三国との定期的または個別の協議として主に以下のようなものがある。

- ・ 二国・地域間対話：広範な分野にわたる取り組みとなり、効果的かつ制度的な推進方法となる。国際協力を通じた規制の収れんの促進に適している。中国とのハイレベル経済貿易対話制度（HLM：High Level Economic and Trade Dialogue Mechanism）、米国との大西洋経済委員会（Transatlantic Economic Council）、EU と主要相手国との首脳会議などがある。
- ・ 断固とした通商外交：長期的戦略を補強するための個別の取り組みに適している。市場アクセス・パートナーシップ（Market Access Partnership）内での欧州委員会と加盟各国、企業との協調によりこれを支援すべきである。
- ・ 貿易関連の開発援助：第三国の通関職員の訓練による効率的な通関手続きの構築など、開発援助を通じて貿易障壁の除去を促進する。

（3）法的手段

WTO の TBT 協定、SPS 協定での通報手続きは、ますます重要な手段となっていると指摘する。WTO の TBT・SPS 委員会がこれらの措置の監視のための協議、交渉のプラットフォームとして機能している。これらの協定では、関連する措置を導入するに際して通報義務を規定しており、初期段階での対応に適している。そして、それに続く強固かつ積極的な関与、フォローアップが新たな貿易障壁を防ぐ上で不可欠であるとしている。

仮に二国・地域間で相互に満足のいく解決が得られなかった場合、EU の通商障壁対抗措置

規則（TBR：Trade Barriers Regulation）の手続きやWTO紛争解決手続きへの付託といった法的手段が有効である。また、現在EUが交渉中のFTAで導入している紛争解決・調停制度も今後重要な救済手段となりうるとしている。

（４）規制に関する協力

EUにおける労働者に対する高度な社会保障、域内市場で販売される商品に対する高い安全基準、消費者に対する厚い保護、世界有数の環境保護規制などは、第三国にとって一つのベンチマークとなる。規制に関する協力の重要な目的は海外で高い基準を促進することにある。こうした協力は規則に関する課題に取り組むメカニズムを確立するだけでなく、規制当局間の関係を築いて規制の変更の計画・検討に関する早期の情報交換やベストプラクティスの交換に役立つ。相互認証やこれに相当する協定が適切な場合もあり、こうした例としては相互認証協定（MRA：Mutual Recognition Agreements）、工業製品の適合性評価と受入に関する協定（ACAAs：Agreements on Conformity Assessment and Acceptance of Industrial Products）などがある。

なお欧州委員会では、優先的に規制の取れん・協力を進める相手国・地域として、EU加盟交渉中の国（クロアチア、トルコ）、欧州近隣政策（ENP：European Neighbourhood Policy）諸国、米国、中国、ロシア、日本、カナダを挙げて個別の取り組み状況も示している。日本については、非関税障壁が両国・地域間経済関係上の最も大きな問題の一つであるとし、規制改革対話を含めEUと日本との間には数多くの対話が存在するが、日本と幅広い分野の関心について議論することを通じて、より多くのものを得ることができるといっている。その経済的重要性に鑑み、日本との規制協力は強化すべきである（stepped up）と指摘している。

（５）市場アクセス・パートナーシップ

2007年4月の市場アクセス戦略では、障壁を見極めて分析し、除去に向けて可能な資源と専門性を集結するため、欧州委員会と加盟各国、企業間のパートナーシップ強化を提唱している。「市場アクセス諮問委員会（MAAC：Market Access Advisory Committee）」の毎月の会合が、加盟各国や企業の調整で中心的役割を担っている。またEUの主要な輸出相手国には

「市場アクセスチーム (Market Access Team)」が置かれ、欧州委員会の代表や加盟各国の大使館、EU 企業の代表の専門性と取り組みを集結させている。市場アクセスチームは、現地における法規制の状況を監視し早期警告メカニズムを通じて障壁を未然に防止するために特に重要である。また障壁撤廃に向けての EU のレバレッジを強化するために、第三国、特に米国および日本とは、関心を共有する市場アクセス問題について、情報の共有ならびに共同行動および同時並行的な行動を通じて、協力を強化している。

3. 今後の重要点と行動指針

(1) 障壁に対応していく上で重要な点

悪化する現在の経済環境においては、欧州委員会や加盟国、企業が協力し、第三国に対して一貫した行動をとることが重要であるとしたうえで、ドーハ・ラウンドの交渉や FTA 締結への努力のほかに重要な点を以下のように示している。

- i) 自動車、医薬品、化学、エレクトロニクス、機械、環境関連といった将来的に高い成長の可能性のある分野、ならびにサービス、開業の自由や公共調達に関する市場アクセス活動。サービス分野では、郵便サービスや流通サービスを手始めに、EU のサービス事業者に重要なビジネス機会を提供する市場の主要な障壁に取り組むための作業部会が最近設けられた。
- ii) 知的財産権に関する詳細な規定を盛り込んだ相互協定の締結を通じた第三国における知的財産権の保護とエンフォースメント。特に中国や ASEAN 諸国でのエンフォースメントや相互協力と対話の強化、技術的協力プログラムの実施が重要となる。中国とは知的財産権税関エンフォースメント行動計画に間もなく署名する予定で、米国とは知的財産権のエンフォースメントに関する相互協力を推進する。欧州の地理的表示の市場アクセス改善のため、インドなどの第三国の要請に対応して、非農産品の地理的表示の保護の可能性も検討する予定である。
- iii) EU の「小規模事業法 (SBA : Small Business Act)」⁵にも示されているような中小企業の市場アクセスの向上。これには輸出市場の規制や法的・文化的環境に関する情報収集で

⁵ http://ec.europa.eu/enterprise/entrepreneurship/sba_en.htm#ff2

費用負担を軽減するための特別支援を含む。

(2) 今後の行動指針

最後に、EU が市場アクセス向上の行動において指針とすべき点を以下のように示している。

i) 協調的アプローチ

市場アクセスや輸出機会、および規制協力・収れんに関するその他の問題の改善に向けてのあらゆる努力は協調して行われるべきであり、対外的な競争力向上の目標と明確に連携させるべきである。これらの行動を実施するうえでは焦点を定めて適切な方向付けを行う必要があり、相手国と特定分野について個別の協議をするのではなく、利用可能なあらゆる方法を最大限に活用することが図られるべきである。重要な相手国に対しては、そのプロセスで政治的な監督が必要である。市場アクセス戦略は、この協力のための重要な枠組みとなる。

ii) 優先課題の設定

優先順位の設定は決定的に重要である。市場開放や規制協力に対する EU の努力に現実的かつ持続可能な経済的影響力を持たせ、適切な期間内に達成できるようにする。経済的利害の大きい相手国や分野、政策の優先課題を定める必要がある。近隣諸国との経済統合という EU のより広い意味での政治目的の観点からは、これら近隣諸国への対応も優先課題となる。

iii) 利害関係者からの意見聴取

市場アクセス戦略の枠組みでは、欧州委員会と加盟各国、企業間の強力なパートナーシップが非常に効果的であることが示された。これを市場アクセス向上や規制協力の活動のあらゆる面に持ち込むべきである。貿易障壁の回避や除去への積極的な取り組みには、パートナーシップ内部および第三国とのハイレベルでの協調が欠かせない。

iv) さまざまな手段の最大限の活用

これまでは第三国との広範な相互関係を個別に進め、利害のバランスを評価するのが難しかった。欧州の輸出業者の輸出機会を高め国際的な規制の枠組みを改善するため、あらゆる手段を集中的に一貫した方法で活用する必要がある。

以上